⑸　警察当局から、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
⑹　石油業法に基づいて石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。
⑺　本公告に示した物品を指定する日時、場所に十分に納入することができることを証明した者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出及び入札説明書並びに契約条項の交付は、電子入札システム等により実施するものとする。
問い合わせ先　〒319―1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地１　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　契約部　契約第１課　電話080―9194―2487
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から電子入札システム又は上記３⑴の問合せ先にて交付する。
⑶　入札書の受領期限
第１回目　平成30年３月26日17時00分
第２回目　平成30年６月25日17時00分
第３回目　平成30年９月21日17時00分
第４回目　平成30年12月21日17時00分
電子入札システム等を通じて提出すること。
⑷　開札の日時及び場所　以下の日時の電子入札システム等により行う。
第１回目　平成30年３月29日14時00分
第２回目　平成30年６月28日14時00分
第３回目　平成30年９月27日14時00分
第４回目　平成30年12月27日14時00分
4　電子入札システムの利用　本件は、日本原子力研究開発機構電子入札システム等を利用した応札及び入開札手続きにより実施するものとする。
5　その他
⑴　契約手続に用いる言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項
①　この一般競争に参加を希望する者は、封かんした入札書のほかに、当機構の交付する入札説明書に定める入札仕様書及び必要な証明書等を入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、入札仕様書及び必要な証明書等について、説明若しくは協議を求められた場合は、それに応じなければならない。
②　上記①の提出書類に基づき当該物品等の納入が可能な者であると判断した者を落札対象とする。
⑷　入札の無効　本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　その他詳細は、入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity ; Shinichiro Nemoto Director of Contract Department, Japan Atomic Energy Agency
⑵　Classification of the products to be procured ; 2
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased ; FUEL Oil (JIS (K2205) class 1, No.1)
1st　contract : 1,200KL
2nd　contract : 1,800KL
3rd　contract : 1,700KL
4th　contract : 2,500KL
⑷　Delivery period ;
1st　contract : From April 1st, 2018 to June 30th, 2018
2nd contract : From July 1st, 2018 to September 30th, 2018
3rd　contract : From October 1st, 2018 to December 31st, 2018
4th　contract : From January 1st, 2019 to March 31st, 2019
⑸　Delivery place ; Nuclear Fuel cycle Engineering Laboratories Tokai Research Establishment of Japan Atomic Energy Agency
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures ; Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause, ②not come under Article 71 the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, ③have been qualified through the qualifications for participating in tenders by Japan Atomic Energy Agency, or through Single qualification for every ministry and agency, ④not be currently under suspension of nomination by Director of Contract Department, Japan Atomic Energy Agency
⑺　Time limit for tender ;
1st　contract : By 5 : 00 P.M. 26 March 2018
2nd　contract : By 5 : 00 P.M. 25 June 2018
3rd　contract : By 5 : 00 P.M. 21 September 2018
4th　contract : By 5 : 00 P.M. 21 December 2018
⑻　Contact point for the notice ; Contract Section 1, Contract Department, Japan Atomic Energy Agency, 765―1, Funaishikawa Tokai-mura Naka-gun Ibaraki-ken 319―1184 Japan. TEL 080―9194―2487

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年1月24日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究開発センター
管理部長　郡司　　力
◎調達機関番号　817　◎所在地番号　08
○第29―3413―１号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　2
⑵　購入等件名及び予定数量　重油（ＪＩＳ規格Ｋ2205　１種１号）
第１回目　114ＫＬ
第２回目　74ＫＬ
第３回目　338ＫＬ
第４回目　720ＫＬ
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期間
第１回目　自　平成30年４月１日
至　平成30年６月30日
第２回目　自　平成30年７月１日
至　平成30年９月30日
第３回目　自　平成30年10月１日
至　平成30年12月31日
第４回目　自　平成31年１月１日
至　平成31年３月31日
⑸　納入場所　茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　大洗研究開発センター
⑹　入札方法　入札金額については、１ＫＬ当たりの単価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構競争参加資格又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）を有すると認められた者であること。
⑷　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構契約部長から取引停止にされている期間中の者でないこと。
⑸　警察当局から、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。